

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 2 8 日

公益社団法人 日本義肢装具士協会 御中

厚生労働省保険局医療課

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局保険主管課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。